

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

まず初めに、消費者被害のSNSによる拡散についてお伺いしたいと思います。

近年、飲食店におけるトラブルなどが急速にSNSで消費者に拡散されるようになっていきます。今年に入っても幾つか大きな話題というか事件がありまして、まず、人気牛肉チェーン店と人気焼肉チェーン店でのトラブルであります。これは、SNSで拡散されて、運営会社が謝罪に至って、営業停止もして、今日からまた再開したなんというニュース、先ほどありましたけれども。

まず、牛肉チェーン店では、今年一月に、鳥取県内の店舗でみそ汁の中にネズミの死骸が混入していることがSNS上で発覚して、二か月後ようやく運営会社が公表しました。また、焼肉チェーン店では、今年三月に、これ、愛知県内の店舗内で嘔吐する泥酔客と周辺の客に対する対応に問題があったとして、これ、SNS上で告発に至っています。共に、現場で撮影された映像や経緯がSNSに投稿されたことで、もう瞬く間に拡散されまして、企業の対応への、企業の対応への注文も高まる中で、消費者の不安とそして不信感が急速に広がったという事例であります。

このように、現在のSNS社会においては、例えば、飲食店における異物混入だとか、あるいは食べたものによる体調不良に関する情報が非常に速いスピードで広まって、その真偽とともに、消費者の行動や企業の信用、さらには社会的評価に大きな影響を与える時代になってきています。

そこで、消費者担当大臣として、これらの二つの事案をまずどのように受け止めておられるか、御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣（伊東良孝君） これまでも類似の事案というのは時々ありまして、そのたびにその飲食店が大きな打撃、被害を受けたということ、十二分に認識しているところであります。

ただ、衛生管理上の問題等々ももしかしたらあるのかもしれませんが、そういった点も含めて、多くの皆さんに認識される、あるいはこれがまた批判される等々の話がありまして、このSNS等を通じての急速な事案の拡大というのは、やっぱりこういう時代になったのかなという、そんな思いをしているところであります。

消費者に不安や不信感を急速に抱かせるとともに、企業の信用を失わせるなど、社会に大きな影響を近年与えていると、このように思うところでもございまして、消費者においては、不確かな情報にまた影響されず、冷静に対応することが重要だと、このように私も受け止めているところであります。

○松沢成文君 大臣の答弁に加えて、このSNS上では、真意不明な情報だとか誤解を招く投稿が拡散されることが間々あるわけですね。これ企業側、消費者側双方にとって重大な影響を及ぼすことになります。

このような状況において、消費者庁として、迅速な事実確認体制とか、あるいは信頼できる情報提供の枠組みづくりについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（伊東良孝君） 事案が起きるたびに、これ消費者庁が出かけていってその真意を確認するというのはなかなか難しい部分があるかなと思います。

ただ、SNSが普及した現状におきましては、消費者がいち早くそれを拡散するところもありますので、このデジタル空間における違法・有害情報や、あるいは偽・誤情報に惑わされないことというのが大事なことでないかと思う次第であります。

これらの情報を拡散して他の消費者に被害を与えることがないような、このためのデジタルリテラシーをしっかりと習得し実践することが重要であろうと思っています。

以上です。

○松沢成文君 大臣から今デジタルリテラシーという言葉が出ましたが、これ消費者側ですよ、まあ簡単に言えばSNSの利用者側にも、SNSで情報を発信、共有する際のある意味で責任ある行動が求められているわけです。

この誤情報の拡散を防いで冷静かつ事実に基づいた判断を促すために、消費者教育の一環としてデジタルリテラシー向上のための取組が必要だと考えますけれども、消費者庁としてどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（藤本武士君） お答えいたします。

社会のデジタル化が進展している中、消費者がSNS等での情報発信や共有を行う場面も多くあります。自身がトラブルに巻き込まれるのを防ぐだけでなく、偽・誤情報を拡散してほかの消費者へ被害を与えないためのデジタルリテラシーを習得する必要があると認識しております。

消費者庁では、総務省が作成しました啓発教材であります「インターネットとの向き合い方 ニセ・誤情報にだまされないために」について、消費者教育現場での活用が進むよう、消費者教育ポータルサイト等で発信するなどの取組を行っております。また、昨年五月の消費者月間シンポジウムにおきましては、消費者が情報発信する際に必要な姿勢等について議論を行いまして、その内容をオンラインでも発信をしております。加えまして、各自治体へ、各自治体の行政職員や消費者教育の

担い手への研修等では、デジタルリテラシーの向上を図る取組の在り方について情報共有を行っております。

引き続き、関係省庁や地方自治体等と連携して、デジタルリテラシーの向上に向けた消費者教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、水たばこによる健康被害について伺っていきたくと思ひます。

委員の皆さん、大臣、水たばこ御存じでした。使ったことあります。私も、余りたばこを好みませんので知りませんでした。資料を見てください。これ、写真と、あと水たばこの構図と、まあ定義も書きました。

水たばこというのは、香料などを混ぜたペースト状のたばこ葉を炭で熱して、発生した煙を水に通してパイプで吸うたばこのことをいうと。これ、中東なんかではすごくはやっていて、日本にも今どんどん入ってきているんですね。

それで、現在、日本の都市部を中心に、シーシャバー、シーシャというのは水たばこですね、それを吸わせるバーというか、サロンみたいな、と呼ばれる店舗が急増しているんです。これ新聞でよくこの記事が最近出てくるんですよ。とりわけ目を引くのは、若年層、それも未成年の利用が容易であるという点なんですね。SNSや動画配信を通じておしゃれたとか害が少ないとかといったイメージが意図的に拡散されて、事業者側はその誤解を利用するかのように出店を加速させている。これ、この写真見ても、何か優雅においしそうなたばこを吸っているわけですね。こういうのがネットに氾濫していますから、みんな行ってみたいなということになるんだと思ひます。

しかし、この現実を見れば、この水たばこが発する煙には紙たばこ、葉たばこ同等あるいはそれ以上の有害物質が含まれているという研究結果が多数存在しています。特に、たばこ葉を炭で加熱するために、これ一酸化炭素が発生しやすいんですね。にもかかわらず、現行法ではこの実態に十分に対応できていません。ニコチンの有無も不明瞭な製品が出回っていたり、あるいは健康被害を訴える消費者が放置されている、こういう状況です。

例を挙げますけれども、実際に急性のCO中毒、一酸化炭素中毒が多発していることが東京消防庁と日赤医療センターの研究チームの調査で明らかになっています。この調査では、若者が集まる例えば渋谷や下北沢というエリアで、この五年間に、これまでの五年間に水たばこ吸引と関係する事例が六十四件ありまして、月一回のペースで発生していたということです。この発症者の多くは来店客で、これ従業員もいたと。というのは、従業員が水たばこがちゃんと燃えて煙が出るように最初吸って用意してあげるんですね。それでお客さんに渡すんで、従業員もかなり吸わされているということなんですね。二十代が八割を占めていると。そして、症状は、

まず意識消失、これが一番多いです。それから嘔吐、動けなくなる、目まい、頭痛と、こういう順番で続いています。それで、救急搬送されたのが四十一件で、軽症者が多かったけれども、中には重症者もいたということなんです。

そこで、まず、この水たばこによる健康被害の相談状況について教えていただきたいと思います。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

消費者庁及び独立行政法人国民生活センターが運用している事故情報データベースには、二〇二〇年度以降、水たばこに関する事故情報として十件が登録されていると承知しております。

具体的な内容として、例えば、水たばこを利用した客が一時意識不明となり、一酸化炭素中毒と診断された、水たばこを熱する炭でやけどを負ったなどの事故情報が登録されております。

○松沢成文君 消費者庁にも届いているということなのですが、今度厚労省の方に伺いたいんですけども、先月末に公表された、水たばこを提供する店を対象にした厚労省研究班の調査、この調査では、客や従業員にCO中毒、一酸化炭素中毒の症状が出たことがあると回答した店が六割にも上ったということが明らかになっています。

改めて、この調査結果の概要についてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人（宮本直樹君） お答え申し上げます。

お尋ねの調査については、令和五年度の厚生労働科学研究、受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究において実施されたものと認識しておりますが、調査内容については、いわゆる水たばこの利用が可能な千四百三十八店舗に調査票を郵送し、百九十一店舗の回答結果を集計したところ、一酸化炭素中毒様症状について、客で発生した経験のある店舗は六〇・二％、従業員で発生した経験のある店舗は五六・〇％との結果が得られ、水たばこの長期使用への留意や部屋の換気への重要性が示唆されていると承知しております。

○松沢成文君 お客さんが来るお店、従業員合わせて五六％、六〇％、六割近い方が何らかの被害に遭っているということですね。

で、この世界保健機構、WHOによりますと、この水たばこの煙には紙巻きたばこ同等に発がん物質や重金属が含まれている、加えて、一酸化炭素は紙巻きたばこより多く含まれているというふうにWHOは言っています。

そこで伺いたいのですが、水たばこは水を通してているから無害という認識は正し

いのでしょうか。また、水たばこは、たばこと付いていますから、このたばこ事業法上のたばこに該当するということですのでよろしいでしょうか。これは財務省になりますね。最初は、これ厚労省だと思います。よろしくお願いします。

○政府参考人（宮本直樹君） お答えいたします。

WHOによると、水たばこの使用による健康への影響については、そのたばこに発がん物質や重金属、一酸化炭素などの有毒物質を含むこと、有害物質への暴露は、一部の発がん物質や一酸化炭素のように紙巻きたばこの喫煙と比べて高いものもあれば、ニコチンのように同程度のものもあること、短期的な影響としては脈拍、血圧の上昇、急性一酸化炭素中毒などの症状が出現すること、長期的な影響としては肺がん、歯周病等との関連があることなどが報告されております。

このため、水たばこの使用による健康への影響について、御指摘のように、水を通していているから無害とは言えないと認識しております。

○政府参考人（森田稔君） お答えいたします。

たばこ事業法におきましては、製造たばこは、葉たばこを原料とし、喫煙用等に供し得る状況に製造されたものとされてございまして、葉たばこを原料とする水たばこにつきましてもこの製造たばこに該当いたします。

○松沢成文君 二〇二〇年四月に全面施行された改正健康増進法によって、飲食店等の不特定多数の人が集まる施設の中でも例外的に喫煙が認められる施設というのが類型化されました。

そのうちの一つが喫煙目的施設というもののなんですね。これは、必要な条件を満たした、喫煙を主たる目的とするスナックだとかバーを想定しています。そして、この必要な条件には以下の三つが挙げられます。一つは、お米やパンなどの主食を提供しないスナック、バーであること。二つ目は、たばこの対面販売を行っていること。三つ目が、喫煙目的店であるとの表示を行うことです。

しかし、これらの条件を満たさないで違法に営業している水たばこ店が、シーシャバーが多く存在していることも指摘されています。

まず、これは、実態を厚労省は把握していますでしょうか。そして、待ってください、一緒にやっちゃいますから。で、シーシャバーの多くは年齢確認を徹底しておらず、実際に高校生や大学生が利用している現場報告もあります。こうした違法あるいはグレーゾーンの営業実態を把握しているか。で、こうした店舗に立入調査や是正指導を行っているのか。以上、お答えください。

○政府参考人（宮本直樹君） お答え申し上げます。

水たばこ店に限らず、飲食店が喫煙目的施設に該当するかしないかの判断については苦慮する事例があるということについては、自治体からも伺って承知をしているところでございます。喫煙目的施設の解釈については、事務連絡、QアンドAによって明確化に努めてまいりました。今回、自治体等の協力も得て、喫煙目的施設の指導状況について確認を今後してまいりたいというふうに考えております。

それから、シーシャバーの年齢の件でございますけれども、健康増進法においては、喫煙できる場所における二十歳未満の者の立入りを禁止しており、水たばこの喫煙の場合も同様であると認識しております。

それぞれの事例の詳細について国として把握してはおりませんが、違反事例については保健所において指導監督がなされているものと認識しております。その上で、令和五年度においては、御指摘の水たばこの利用店に限ったものではございませんが、二十歳未満を立ち入らせることに対して全国で三百六十二件の指導、助言が保健所によって行われていると承知しております。引き続き、自治体や事業者に対して二十歳未満の者に対する受動喫煙対策の徹底を促してまいりたいと考えております。

引き続きまして、これらの違法が行われる施設に立入検査や是正指導を行っているかという点につきましては、保健所が利用施設からの情報提供等により健康増進法に違反する施設を把握した場合には、保健所が適切に指導監督を行うということになっております。このためにも、保健所が指導監督する体制の整備を図ることが重要であり、これまで保健所の体制については地方財政措置を講じてきたほか、自治体によっては委託事業者を活用したり、見回りを行っている例も承知しております。

いずれにしましても、引き続き、自治体に対して適切な指導監督の実施を促してまいりたいというふうに考えております。

○松沢成文君 受動喫煙防止のために法律作ったわけですから、飲食店でしっかりと対策が取られているのか、あるいは、今喫煙目的施設というのがどんどんどんどん増えちゃってまして、これはシーシャバーだけじゃなくて一般の居酒屋なんかもそうですけれども、ここしっかり、これ立入調査とか、やっぱり守っていない場合は勧告、それでも守らない確信犯にはこれ罰則もあるわけですから、これしっかりと取り締まっていたかかないと受動喫煙防止が本当ざる法になってしまいますので、地方自治体の保健所とうまく指導して、よろしくお願いしたいと思います。

次に、この水たばこに含まれる成分表示です。これ、極めて不透明なんですね。無味無臭であることから、健康に良いというか、健康に問題ないという誤った認識が広がっているんです。現状では利用者が自らの健康にどのような影響を受けるかを判断するすべがありません。これは、明白な消費者への権利侵害ではないかとも

思います。

ニコチン等の有害物質の表示に加え、一酸化炭素中毒が起こり得ることを、例えば店舗に提示するなどして利用者や従業員に知らせる必要があると考えます、がいかがでしょうか。

○政府参考人（森田稔君） お答えいたします。

まず、たばこの注意表示の方からお答え申し上げます。

水たばこにつきましても、たばこ事業法に基づく紙巻きたばこと同様に、がんになる危険性を高めますなどの注意表示を行うことは義務付けられてございます。他方で、水たばこの煙中のニコチン量等を紙巻きたばこのようにタール何ミリグラムといった形で表示することにつきましては、品質のばらつきが大きいこと等によりまして測定が著しく困難であること、それから国際標準化機構、ISOにおいても標準的な測定方法が確立されていないことなどから、現時点では困難と考えてございます。

○政府参考人（宮本直樹君） お答えいたします。

厚生労働省としては、喫煙は様々な疾患の罹患リスクを高めることが明らかであり、水たばこによる一酸化中毒も含め、その健康影響について広く周知することが重要であると考えており、引き続き、普及啓発、情報提供などに取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 たばこや加熱式たばこだったらパッケージに表示があるわけですよ。ところが、これ、水たばこって、こういう機械みたいなので吸うわけですよ。最初からこのたばこのエキ스는上に乗っちゃっていますから、お客さんが行ったときにはそんなところ見ていないわけです。だから、この機械の下の方にも、でっかくシールで有害だということを貼っておかないと、もう水を通してから安心だと、おいしいよと。これフレーバーも付いているんですね。だから、みんなこうやってリラックスして優雅に吸えますから、お客さんがどんどんどんどん集まってしまっている。

今後、是非とも、たばこ事業法の中で、きちっと成分表示というか、有害成分の表示をするようにしないと分からないんじゃないでしょうかね。どうですか。

○政府参考人（森田稔君） 補足してお答えいたします。

現行のたばこ事業法は、喫煙器具そのものにつきましては製造たばこに該当しないということになりまして、注意表示が義務付けの対象になっていないというのがまず実態でございます。

その上で、一酸化炭素中毒の予防等重要な問題と認識してございますので、関係省庁とも連携して必要な対応等の検討をしてみたいと考えます。

○松沢成文君 私は、このままの状況を放置してしまえば、健康被害、依存症リスク、若年層への悪影響が一層深刻化して、私は手遅れになってしまうと思います。

消費者庁は、名前のとおり、消費者を守る最後のとりでであるはずですから、この消費者庁が例えば中心となって、水たばこに対する適切な対策を厚生労働省や財務省とも連携して取りまとめていくべきじゃないかと思いますが、大臣の見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（伊東良孝君） 大変に松沢先生には御心配をいただいております、また貴重な御意見いただいたところでございます。

水たばこを含めまして喫煙が健康に与える影響につきましては、厚生労働省が研究や普及啓発を行っておりますが、消費者庁としても、水たばこの注意点を含め、SNS等で関連する情報発信に努めているところであります。引き続き、情報発信に、これを努めていきたいと思うところであります。

○松沢成文君 消費者庁はこの面で実務を担っている官庁じゃありませんのでなかなかやりにくいかもしれませんが、私は、消費者庁がリーダーシップを取っていただきたいと是非とも期待していますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ちょっと次の質問は抜いて、最後に公益通報者保護法について伺いたいと思います。

今国会でこの法案が出てきて、これから法案の審議に入りますが、その前段として、まずちょっと大臣に二つお伺いしたいんですけれども。

大臣所信の中でもこれ触れられております、大臣が、この公益通報者保護法の改正案ですね。まず、今なぜ改正しなければいけないのか、その立法事実について大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣（伊東良孝君） 令和二年改正法の附則第五条で、令和四年六月の施行後三年をめぐりとして、公益通報を理由とする不利益な取扱いへの対応等を検討の上、必要な措置を講ずることが求められたところであります。

また、近年の事業者の不祥事やあるいは消費者庁が行った各種実態調査等から、公益通報に適切に対応するための事業者の体制整備やあるいは実効性に課題が認められるほか、国際的にも公益通報者の保護の強化が進んでいるところであります。

令和二年改正法の附則の規定を踏まえまして、消費者庁の有識者検討会におきまして議論が重ねられてきたところであり、昨年末に、法改正を含めた対応を早急に



検討するよう政府に要請するとした報告書が取りまとめられたところでもあります。今回の法改正は、有識者検討会の提言を踏まえまして必要な法整備を行うものです。

以上であります。

○松沢成文君 私は、この公益通報者保護制度が機能しなかった大きな事案というのは二つあると思っていて、二、三年前に起きたビッグモーター問題ですよ。これは企業の方の事案ですね。あれだけ大企業なのに、ほとんど内部で公益通報者保護のこの仕組みができていなかった、機能していなかった、だから、あれ、外部通報で見付かってあそこまで大きな事件になったんですね、不正請求だとかいろんなことがあって。

そして、もう一つがこの兵庫県の県庁の内部通報問題だというふうに思います。これは行政の方の大きな不祥事ですよ。兵庫県の知事始めとするこの不祥事を告発した職員が内部通報として認められずに、それで一方的に断罪されて罰則を受けてしまったということですね。

この二つの事案が今回の法改正にどのような影響を与えているのでしょうか。やっぱりこういう事案が起きないように法改正をするというふうに認識しているんですか。

○国務大臣（伊東良孝君） 繰り返しになりますが、この法案につきましては、令和二年改正法の附則の規定を踏まえて、制度をめぐる国内外の動向を調査、分析、あるいは有識者検討会の提言を踏まえまして必要な法整備を行うものでありまして、先生今御例示の特定の個別事案への対応を目的としているものではございませんので、よろしくお願いします。

○松沢成文君 以上です。ありがとうございました。